

第7章

子ども・子育て支援の新たな課題と調布市の方向性

子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進める。

＜調布市子ども条例前文より抜粋＞

第1章の1「計画策定の背景や趣旨」にもあるとおり、子どもや子育てをする保護者を取り巻く環境は、少子化や核家族化等により大きく変化しており、それによりさまざまな問題が顕在化しています。

調布市では、妊娠期からの社会全体での切れ目ない支援や、子どもの貧困への対策、若年無業者等の困難を抱える若者の支援等、子どもたちが幸福に暮らし、自立した大人に成長できるまちづくりを進めます。

1 妊娠・出産期からの安定的な支援

(1)現状と課題

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。妊娠・出産時は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しみ、また、同時に子どもが心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。

調布市では、新生児等訪問指導等による母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査等の健康支援により妊娠・出産期から子育てについての不安解消を図っています。妊娠届出時の相談体制の整備を行い、必要な妊婦には家庭訪問を実施しています。さらに「もうすぐママ・パパ教室」を実施し、妊娠中の生活や出産等の子育ての正しい知識や出産・子育てに向けた仲間づくり等子育て世代の総合的な子育て力の向上について取り組んでおり、主に妊娠期、出産期におけるサポートを行っています。

妊娠・出産期から子育て期までの切れ目ない支援のためには、これまでの取り組みに加え、産後における健康面や心身のケアについて、より充実したサポート体制の構築をしていきます。

(2) 施策の展開

妊産婦の心身両面の健康管理の支援を充実します。

- ・特に、妊娠や出産に伴う不安を軽減し、正しい知識をもって安心して出産・子育てにつながるように、保健師や助産師による「訪問・健康教育・相談・啓発」を行います。

健康診査や訪問事業を通じて、支援が必要な子育て家庭の早期発見と他機関の連携による継続支援を行います。

- ・生後4か月目までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は訪問率100%を目指します。
- ・子育て家庭の健康増進のため、妊産婦及び乳幼児の健康診査事業を実施します。
- ・健康推進課（調布市文化会館たづくり西館保健センター）では引き続き、専門医・専門相談員による健康診査と個別相談を行います。

より身近な場で妊産婦等を支える切れ目のない事業の実施を検討します。

- ・調布市では、産前産後期の支援として、「各種健診」、「こんにちは赤ちゃん訪問」や「ベビーすこやか（産前・産後支援ヘルパー事業）²⁷」等の事業を実施しています。子ども・子育て新制度では、地域子ども・子育て支援事業のひとつとして、利用者支援（母子保健型）が創設され、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施することが求められています。調布市においても、既存事業を引き続き実施するとともに、民間事業者と協力しながら、退院直後の母子が宿泊・日帰り等で利用できる施設の誘致を検討します。



²⁷ベビーすこやか(産前・産後支援ヘルパー事業):産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣して、子どものお世話や家事援助を行うサービス。

2 子どもの貧困対策の推進

(1)現状と課題

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されており、子どもの貧困は、国を挙げて取り組む課題となっています。

我が国の子どもの貧困率²⁸は16.3%（平成25年 国民生活基礎調査）と先進国のなかでも割合が高く、18歳未満の子どもの約6分の1が経済的に困窮しているといわれています。なかでもひとり親世帯の貧困率は54.6%（平成25年 国民生活基礎調査）と高くなっています。

また、全国の高等学校進学率が98.6%であるのと比較して、生活保護世帯の子どもが90.8%（平成25年厚生労働省社会・援護局保護課調べ）と低い水準にあります。

調布市では、生活保護受給者数が2,899人で、そのうち18歳未満の受給者は198人（平成26年4月）です。経済的理由により児童・生徒の保護者に対して援助する就学援助費は、生活保護要保護世帯で66人、これに準ずる程度に困窮している1,563人（平成26年4月・5月当初認定者数）に支給されています。また、ひとり親家庭等に支給される（所得制限あり）児童扶養手当の受給者は1,658人（平成26年4月）です。

調布市においても生活保護世帯やひとり親世帯の増加等、経済的困窮状態にある世帯は増加傾向にあり、子どもの貧困への対策は、喫緊の課題です。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、学校や地域、行政と関係機関が連携し総合的に支援し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指せるよう取り組みます。

(2)施策の展開

①学校教育における支援

「学び」に困難を抱える子どもたちへの取組

- ・ 様々な要因から「学び」に困難を抱える児童・生徒に対して、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーにより個々に応じた支援を行います。

28子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得^{*}が貧困線^{*}に満たない子どもの割合。

※等価可処分所得・・・世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)

※貧困線・・・等価可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額

幼児教育への経済的支援

- ・特定教育・保育の利用者負担額については、世帯の所得を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図ります。また、幼稚園に通園する子どもの保護者を対象に、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金や就園奨励費補助金による負担軽減を、引き続き実施します。

就学支援の充実

- ・全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や、生活保護世帯や非課税世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度を引き続き実施します。

大学等進学に対する教育支援

- ・生活困窮世帯の高校や大学への進学を希望する中・高校生に対して、受験に向けた教育支援として、学習塾等の受講費用や受験料の貸し付けを行う受験生チャレンジ支援貸付事業を実施します。

②学習の支援

ひとり親世帯等への学習支援

- ・対象者である児童扶養手当受給者世帯等の子どもに、学習支援と居場所の提供をします。学習支援ボランティアにより学びをサポートすることで、対象者の学力向上を図り、進学・就職することを支援し、将来の貧困の連鎖を断ち切ります。さらに、生活支援や必要に応じて臨床心理士によるサポート、学校、民生委員・児童委員、福祉・保健機関、医療機関と連携を図り、地域全体で支えます。

③生活の支援

保護者の生活支援

- ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につながります。
- ・児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対して、調布市では母子就労支援員が就労相談等を通して、生活の安定を図るための支援を行っています。さらに、平成26年8月にハローワーク府中と共同で調布市役所内に開設した「ちょうふ就職サポート」等と連携を図りながら支援を強化していきます。
- ・子育てと就業の両立等、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を行います（ひとり親家庭等の支援については46～47ページ参照）。

子どもの生活支援

- ・生活困窮世帯に対して、保育園や学童クラブ等の利用者負担の減免や減額を行います。
- ・乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期です。食育推進基本計画の内容を踏まえつつ、乳幼児健診等における栄養指導の機会等を活用し、食育の推進を図ります。

関係機関の連携による包括的な支援

- ・ネグレクト等の虐待の背景には複合的な要因が絡んでいる場合が多く、課題のある子どもへの対策を主眼に、調布市要保護児童対策地域協議会の運営等を通じて、密に関係機関と連携し、個々のケースに応じたきめ細かい支援を行っていきます。



3 困難を有する若者への支援(調布市子ども・若者計画)

(1)現状と課題

近年、子ども・若者を取り巻く状況は、長期にわたる景気低迷や情報化等による急激な社会環境の変化により子ども・若者に関する新たな問題が発生するとともに、その内容も複雑化しています。

全国で、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない若年無業者（いわゆる「ニート」）は60万人（平成25年）、長期間にわたり自宅にひきこもって社会参加しない状態が続いている15～39歳の「ひきこもり」は約70万人（平成22年）とされています。また、これらニートやひきこもりに繋がる可能性が高いと言われる不登校の小中学校児童生徒数は約11万2千人（平成24年）、高校中退者は約5万1千人（平成24年）という状況です。

調布市における対象人口や進学者数（平成25年）に全国の比率（ニート15～34歳：2.2%、ひきこもり15～39歳：1.79%、高校中退者：1.5%）を乗じて算出した場合、若年無業者が595人、ひきこもりが636人、高校中退者が85人と推計されます。なお、不登校の小中学校児童生徒数については、文部科学省「平成25年度児童生徒の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査」による実績値があり、調布市においては小学校0.57%、中学校2.65%、不登校の児童生徒数は156人となっております。

こうした困難を抱える子ども・若者が増加している中、子ども・若者を孤立させず社会との接点を維持させることができる居場所の確保が課題です。

このような状況を背景に、平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法では、子ども・若者育成支援施策の総合的推進と若年無業者等の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行うためのネットワークづくりの推進を柱としています。

市では、このネットワークづくりとして、現在、NPO法人等が運営する自立に向けた相談・支援場所がありますが、さらに若者の自立を支援していくため、これらの地域資源と連携を図るとともに、訪問支援や社会参加活動の支援等、社会全体で子ども・若者を支えていく仕組みづくりが重要であると考えます。加えて、福祉・保健機関や医療機関とも連携を図り、健康面も含めた生活全般を支えていく必要もあると考えます。

(2)施策の展開

①すべての子ども・若者の健やかな成長への支援

自己形成、社会参加支援

- ・近年、子ども・若者が様々な社会活動を経験することが少なくなっており、他者との関係を築くことができない、規範意識や目的意識が低い子どもや若者がみられます。そこで、幅広い体験を通し、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、夢や目標を実現することができる自立した子ども・若者の育成を図るため、成長段階に応じたスポーツ、ボランティア体験や道徳教育、自然・文化・歴史に触れる体験等、様々な体験や学習機会の提供を図ります。

健康と安心の確保

- ・ 子ども・若者が生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を身に付けるため、学校等における健康教育を推進します。

若者の職業的自立，就労等支援

- ・ 勤労観や職業観を養うための第一歩として中学生を対象に職場体験活動を実施します。
- ・ 高校生や大学生等の主体的な職業選択や高い職業意識の育成を目的として、市役所におけるインターンシップの受入を実施します。
- ・ 生活困窮家庭等を中心に、一人ひとりの課題に応じた相談を実施します。
- ・ 様々な悩みを抱える若者が就労に向かえるよう、パソコン講習や面接対策等の多様な支援サービスでサポートを行う「ちょうふ若者サポートステーション²⁹」と連携を図ります。また、働くことに不安を抱える子どもを持つ保護者への相談支援を行っていきます。

② 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

不登校，若年無業者等の子ども・若者への支援

- ・ 不登校，障害，若年無業者等，虐待を始めとする犯罪被害，定住外国人の言語の壁等，社会生活を円滑に営む上での困難な要因が多岐にわたっていることから，それぞれの状況に応じた支援が必要です。非行や犯罪に陥った子ども・若者については，その抱える困難に配慮し，社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく，家族に対する支援も行います。

発達の遅れ又はかたよりのある子ども及びそのおそれのある子どもへの支援

- ・ 医療，保健，福祉，教育関係機関等の連携が重要であることから，「子ども発達センター」を核とした地域支援体制の強化を推進します。健康診査等を通じた早期発見に努めるほか，発達が気になる段階からの支援や就学にむけての相談を行います。

²⁹ちょうふ若者サポートステーション：若年無業者（ニート）等，様々な悩みを抱える15歳～39歳までの若者の職業的自立支援を実施する「地域若者サポートステーション」（厚生労働省委託事業）を平成25年7月に誘致し，国領駅前の調布市民プラザあくろす内に開設。

非行防止と薬物乱用防止

- ・ 非行の防止や犯罪、薬物乱用から子ども・若者を守るため、学校等における薬物乱用防止教室等の子ども・若者に対する啓発とともに、非行防止街頭パトロール等の地域が一体となった活動を推進します。

困難を有する子ども・若者の居場所づくり

- ・ 障害がある特別支援学校等の児童生徒に対し、放課後の活動を支援する居場所として、児童デイサービスを実施します。
- ・ 15歳以上の不登校、フリーター、若年無業者等の子ども・若者を対象に自立を目指すことを目的として相談体制を確立するとともに、子ども・若者の居場所を確保しつつ、個々の状況に応じた生活支援を行います。

特に配慮が必要な子ども・若者の支援

- ・ 定住外国人の子どもに対して、公立学校における日本語指導教室を実施します。
- ・ 十代で親になる若者に対し、妊娠・出産に伴う健康管理や子育ての知識や経験の不足に対する個別相談や支援を実施します。

子ども・若者の被害防止・保護

- ・ 児童虐待防止センターを調布市子ども家庭支援センターすこやか内に置き、児童虐待に関する相談を専用電話窓口（虐待防止ホットライン）、来所及び訪問で受け付けています。「調布市要保護児童対策地域協議会」では、関係機関がケースごとにきめ細かい対応を行えるよう、関係機関の連携を強化します。（要保護児童に関する支援については、43～45ページ参照）
- ・ いじめ等被害を防止するため、学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みを関係機関等と連携して促進するとともに、いじめ等に関する相談体制の充実を図ります。

③社会全体で支えるための環境整備

関係各課の庁内連携，地域資源を活用したネットワーク化の推進

- ・子ども・若者支援に関する課題を共有し，庁内連携を図るため，これまで庁内関係各課による連絡会を開催していますが，これに加え，平成26年度には青少年ステーション（CAPS）やこころの健康支援センター等，市の関係施設による連絡会を開催をしました。今後とも，これらの会議等を通じて，各部門との情報共有と地域資源のネットワーク化をより一層図っていきます。
- ・子ども・若者の居場所の機能強化を図るため，生活困窮者自立支援法等に基づく学習支援の拠点と一体的な運用も課題です。その点を踏まえ，拠点整備も視野に入れた検討を進めていきます。さらに，子ども・若者施策を推進するため，子ども・若者支援地域協議会の設置について検討していきます。



